

第 3 回畜舎建築基準等のあり方に関する検討委員会
概要

1 開催日

令和 2 年 5 月 1 1 日（月）

2 開催方法

書面開催（賛否表明書による賛否表明及び意見の提出）

3 委員（五十音順、敬称略）

砂金甚太郎、河野守、齋藤一志、坂本修三、清家剛、高橋利己、田畑佑介、中野隆二、林いづみ、藤田毅、本川和幸、三浦啓、森暢郎、森田茂、山氏徹

4 検討資料

- ・ これまでの御指摘と対応方向
- ・ 中間取りまとめ（案）

5 検討結果

中間取りまとめ（案）に対し、その賛否を聴いたところ、全ての委員から了承するとの回答が得られたことから、検討資料（中間取りまとめ（案））をもって中間取りまとめとされた。

6 意見の概要

別紙のとおり

意見の概要

○ 河野委員

・「新制度に基づく畜舎は建築士の設計に基づき、建築されたものに限る」としているが、建築士には一級建築士、二級建築士、木造建築士がある。建築基準法では、建築士法で各建築士が設計・監理できる建築物の規模等を定めている。新制度において、建築基準法と異なる考え方をとるのであれば、一建物の規模と建築士の種別との関係を明確にしておく必要がある。

・別棟扱いとする場合には、個々の建物から他の建物を經由せずに、直接屋外に避難ができることを担保する等の規定を設けるべき。

○ 齋藤委員、藤田委員

・今後の検討に当たり、別添の意見書の意見を踏まえることを前提に了承。

○ 高橋委員

・面積の上限がないのが少々心配。

○ 中野委員

・B基準のハード基準は、「B基準のハード基準は、ソフト基準を条件に定められる」、「A基準のハード基準が下がる場合は、B基準のハード基準もさらに下がる」ということだけ示し、それ以外は今後の検討に委ねるべき。

・畜産振興の観点から、ソフト基準に「家畜伝染病予防法の順守」を明記すべき。

・新法におけるハード基準のコスト検証について、「建設コストの削減」という手法と「外国と対等に競争できるようにする」という目的を明確にしてほしい。

・消防法施行令第32条の緩和条件がはっきりせず、消防が「同意」という許認可権を握っている。施行令32条を緩和基準と同等までもんでほしい。

○ 本川委員

・現在の社会常識と情勢等を考え併せれば、法人格、雇用者のいる農業者は、B基準を選択すべきではない。被災時の損害程度、被災後の生産再建を考えれば、自明である。

法人として雇用を持つのであれば、働く人達の環境作りと安全性の確保、経営の安定・持続性を高めていくことから家畜の命を軽視してはならない。被災時の損害を軽減し、人が怪我をすることもなく、家畜の命も守ることによって、早期に生産再開する事が可能となる。それは、雇用を守り経営体が存続することの要だと考える。外力による建物の耐性については、専門の先生方に重々お願い申し上げる。

経営規模の大きな少数の農業者の為の改革ではなく、日本全国多数の農業者が将来を望める規制改革であって欲しい。その点からも「建築確認の簡素化で1000㎡」と「海外規格部材とシステムの認可」を是非お願いしたい。

○ 森委員

・新制度の選択における原則

新制度の具体的検討においては、あくまで事業者の責任で選択するものであること、新制度で建設の畜舎で現行基準であれば防げた被災が生じた場合に建築士に責任が問われないよう明確にすること、の明示をお願いしたい。

・新ハード基準（※3）の耐震性レベルの設定

B基準の新ハード基準（以下、B基準）の地震の安全性レベルは、具体的で分かりやすいが、その記載内容の妥当性については疑念を感じる。B基準に合わせた震度階級別の被災レベルの記載をお願いする（確定後に構造専門家の判断を求めることを要望）。なお、地震被害5段階には損傷、小破、中破、大破、倒壊・崩壊があり、倒壊の前には大破がある。

・防災の観点のコスト削減

今後の検討に当たっては、コストと品質・安全性はトレードオフの関係ですので、防災の観点によるコスト削減についても際限のない削減はなく、費用対効果の検証による削減が必要。畜舎の火災安全性保持には、事業者の使い方・日常点検というソフト基準が主になると思われる。

B基準の性能限界値や安全性確保レベルを明確にすることを願う。これは建築士が事業者を選択の助言をする折に必要なことになる。

○ 山氏委員

・日本の畜産経営が持続・継続していくためには、中小規模の畜産経営が安定的に発展することが重要であり、経営環境を整備する観点から、畜舎建築に係る手続きの簡素化（ハード基準の確認が必要な面積の引き上げ）は有効。

・動物愛護の観点から構造の基準緩和には配慮が必要。

・人類の経済活動等により予期せぬ激甚化した自然災害の発生の頻度が増していることに加え、今般の新型コロナウイルス感染症の全世界での感染拡大を踏まえれば、行き過ぎたグローバル化や効率化は抜本的に見直すことが必要。今般の畜舎の建築基準の緩和は、畜産環境にも十分配慮した持続可能な農畜産業に資するものでなければならない。

以上

令和2年5月11日

農林水産省 生産局 畜産部 御中

新たな畜舎建築基準等のあり方に関する検討委員会

委員 斎藤 一志

委員 藤田 毅

公益社団法人 日本農業法人協会

会長 山田 敏之

中間とりまとめ案について

農業者としては、現行の建築規制では、畜産経営上必要のない高コストの畜舎等の建設が強制され、これでは外国と対等に競争することはできないと考えています。

そして、今回の検討は、「TPP11・日欧 EPA・日米貿易協定により畜産物の市場開放を進める以上、我が国の畜産業が外国と対等に競争できる環境を整備することが、国の責務である」との考え方のもとに行われているものと理解しています。

しかるに、検討会においては、新型コロナウイルス感染症の影響があるとはいえ、十分な議論は行われていません。畜産部と各委員との間で書面のやり取りは行われましたが、それも完全に終了しているわけではありません。このような状況の中で、本日最終案が配布され、本日中に意見集約を行うといわれ、大変困惑しています。

本日配布された最終案について、5月7日付の畜産部の回答も踏まえて、下記のとおり意見を提出しますが、今後、具体的な制度設計を進めるに当たっては、

- ・ 「畜舎等の建築コストを引き下げ、我が国畜産業が外国と対等に競争できるようにする」という目的を確実に実現できる基準とすること
- ・ 手続等について、農業者が容易にクリアできないようなハードルを設けないこと
- ・ 農業者の意見を聞きながら進めること

を徹底していただきますよう、お願いします。

記

P2 について

①

※2 (A 基準のハード基準) の「技術的な検討 (実物実験等)」がどういう観点からの検討なのかを明確に記述すべきだと考えます。

検討の観点については、畜産部の回答がありませんでしたが、検討の観点が記述されていないと、将来緩和されるかどうか分かりません。

②

※3 (B基準のハード基準) は、「安全性の問題」(これはソフト基準でカバーされる)ではなく「経営上のリスクの問題」というのが畜産部の回答でしたが、経営上のリスクは、経営者が自分で考えるべきことで、規制をかける合理的理由にはならないと考えます。

基本的に、畜産農家と建築士が地域の自然条件などを踏まえて自己責任で判断すればよいことだと思いますが、少なくとも、今後の検討を縛るような表現(「震度5強程度の地震では倒壊しない」など)はない方がよいと考えます。

③

同じ※3 (B基準のハード基準) について、畜産部の回答にあるとおり「A基準のハード基準が将来緩和されたら、B基準のハード基準もさらに引き下げになる」のなら、その旨を明確に記述すべきだと考えます。

④

A基準のソフト基準が、畜産部の回答のように「関係者以外は立ち入らないこと、中で寝泊まりしないことなど」であるなら、そのように記述すべきだと考えます。

畜産部の回答内容では、簡易な「避難路の確保」とは言えませんので、原案では誤解を招くと考えます。

⑤

ソフト基準の畜産振興の観点からの基準について、畜産部の回答では「家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の順守」は「法令遵守に関する事項」に含まれているとのことですが、CSFが蔓延し、ASFの侵入を阻止しようと議員立法までしている中で、ここは明記して強調すべきことだと考えます。

P3について

①

「新ハード基準のコストの検証」の一つ目の一について、「建設コストの削減などにより畜産物の主要輸出国と対等に競争できるような基準とする」と明確に記述すべきだと考えます。

畜産部の回答では

- ・ 「建設コストの削減」は「作業の効率化など」に含まれている
- ・ 「輸入畜産物と対等に競争できる・・・」は「国際競争力強化の効果の最大化」に含まれているとのことでしたが、含まれているなら、ここは今回の検討の目的に関わる極めて重要なポイントなので、きちんと記述することが必要だと考えます。

なお、「国際競争力強化の効果の最大化」という表現では、外国と対等に競争できるようになるのかどうか分かりません。

②

同じ「新ハード基準のコストの検証」について、畜産部の回答では、「新ハード基準についてソフト基準を前提とした必要最小限のものとする」とは、3番目までの一に盛り込まれているということですが、含まれているなら、明記すべきだと考えます。

この点は、今回のスキームにおいて最も基本的なポイントだと考えます。

以上